

## 豊後大野市引越費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市内における定住促進を図るため、本市以外に居住していた者が、持家取得助成制度又は空き家バンク登録制度により移住する際に予算の範囲内において引越費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊後大野市補助金等交付規則（平成17年豊後大野市規則第50号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「移住」とは、豊後大野市以外の市区町村に居住していた者が、永住の意思を持って豊後大野市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき豊後大野市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を豊後大野市に置くことをいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付を申請した日において、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 持家取得助成制度を利用して移住した者
- (2) 空き家バンク登録制度を通じて移住した者で空き家バンク登録制度要綱（平成23年豊後大野市告示第191号）第2条第2号に規定する者と登録物件の賃貸借契約若しくは売買契約締結の日前の市外における居住期間が継続して5年以上であるもの又は当該契約締結の日において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の1年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日引き続く当該日以前の市外における居住期間が継続して5年以上であるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例（平成23年豊後大野市条例第48号）及び豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例施行規則（平成23年豊後大野市規則第41号）に基づき実施される研修又は大分県の実施する就農準備研修、就農実践研修若しくはテストファーム研修を修了後2年以内の者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費（当該引越しに要する経費）の3分の2に相当する額とし、20万円を上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 交付対象者は、引越費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 引越費用に係る見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査し、交付すると決定したときは、引越費用補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するも

のとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付対象事由が完了したときは、速やかに引越費用補助金事業実績報告書(様式第3号)及び必要な書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前項の事業実績報告書の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、引越費用補助金額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、引越費用補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 移住した本人及びその属する世帯の世帯員全員が、補助金の受領年度の翌年度から起算して10年以内に市外に転出したとき。
- (2) 補助金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。